

【消費税増税ココに注意！ 第5回】

「旅費交通費の精算方法は？」

こんにちは、今回の消費税改正シリーズは、**旅費交通費の消費税改正対応**についてです。

今日から、いよいよ消費税 8%がスタートになります。御社の商品、パンフレット・チラシ、ホームページに掲載されている価格は、大丈夫でしょうか。

さて、多くの企業では、旅費交通費が、経費の大きなウエイトを占めている一つかと思いますが、4月1日からは、消費税引上げに伴い JR の運賃も、料金改定が行われます。

また、同時に IC カード利用時の「**1 円単位運賃**」が導入されます。きっぷ購入の際は、今まで通り 10 円単位での料金ですが、**IC カード利用時には、1 円単位で計算がされるようになります。**

きっぷ料金は、原則として、四捨五入で端数処理が行われますが、山手線などの一部の区間では「切り上げ」になります。区間によっては、きっぷで購入したほうがトクな場合、IC カードで購入したほうがトクな場合があることとなります。

(詳細は、JR の案内をご確認ください。)

では、会社の経費精算では、きっぷ利用時と IC カード利用時のどちらの金額で計算するのが、正しいのでしょうか？

基本的には、どちらで計算しても、正しいことになるかと思いますが、どちらを採用するにしても、**社内での統一した基準と継続した適用**が、必要になるかと思います。

1 回の乗車では、数円の違いになるかもしれませんが、1 か月、1 年単位に社員の人数を考えると、場合によっては、大きな金額になるかもしれません。社内でのコスト意識徹底のためにも、一度、見直してみてもいいのではないでしょうか。

(税務部／今井 貴之)

